

# わくわく子育て 12

6月1日から開所します  
事前予約が必要です。

●子育て支援センター「すこやか広場」  
☎096(294)9511

●あほり 美咲野広場  
☎096(294)7604

## 子育てカフェ(月1回)

電話で育児相談できます

日時 6月25日(木)  
10:00~12:00

協力 ペアレントプログラム・ネットワーク

役場子育て支援課  
☎096(293)5981

# 体罰によらない子育てを広げよう!

~4月から改正 児童虐待防止法が施行されました~

子どもへの体罰が法律で禁止されたけど、なんで体罰はダメなの? 体罰が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達に悪影響が生じる可能性があるんだ。科学的にも明らかになったんだよ。

「出かける時間だね。そろそろこの服に着替えよう!」(着替えたら)「自分でちゃんと着替えられたね。次は、カバンを持ってきてね!」

「度々」とひとくりに声かけてしまうと、何からやってよいか分からないことがあります。やることを区切って、やりやすいことから具体的に伝えましょう。できたら、褒めよう。

「じゃあ」「しつけ」体罰は、どう違うの? 「しつけは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会性を身につけられるよう導くこと。例えばしつけのために親が思っても、身体に苦痛や意図的に不快感をもたらす行為(罰)は体罰になるんだ。分かってはいるけど、何度注意しても言うことを聞いてくれないときは、困るのよね。そうだよ。だから子育ての大変さを保護者だけで抱え込まず、みんなで支える社会にならないとね。子育てに困ったら、とにかく相談してね!」

ひとりで抱え込まずに相談を  
●虐待かなと思ったら ☎189 (児童虐待全国共通ダイヤル・通話料無料・24時間対応)  
●子育ての相談は、子育て支援センターやあほり美咲野広場へどうぞ

# 輝く人権

●問い合わせ  
役場人権推進課 人権推進係  
☎096(293)7920

新型コロナウイルス感染症に起因する人権への配慮について

広報おおづ4月号でもお知らせしましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やその家族など関係者への心ない言動、職場でのパワハラなど不当な扱い、風評被害などが国内で報告されています。

加えて、医療関係者や社会機能の維持のため業務に従事されている人に対して、誤った情報に基づく不当な差別、偏見やいじめなどの報道も見られています。

また、全国に緊急事態宣言が発出され、外出自粛の要請などにより、自宅待機やテレワークなど、自宅で過ごす時間が増えたことで、生活不安やストレスから、DVや虐待などが起こり、離婚問題に発展するなど、家族間での



トラブルも増えていきます。県内でも、SNSなどで誤った情報を拡散するなど、住民の不安を煽る事案も発生しています。不確かな情報による人権侵害を防ぐため、正確な情報に基づく、冷静な行動をお願いします。

●被害に遭った人、お困りの人は  
人権侵害などの被害に遭った人、お困りの人のため、随時人権相談を受け付けています。町人権推進課または法務局までお気軽にご相談ください。

- 熊本地方法務局阿蘇大津支局 ☎096(293)2272 (平日)
- みんなの人権110番 ☎0570(003)110 (平日)
- 子どもの人権110番 ☎0120(007)110 (平日)
- 女性の人権ホットライン ☎0570(070)810 (平日)
- 外国語人権相談ダイヤル ☎0570(090)911 (平日)

インターネット人権相談受付窓口  
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>



# 学校での取り組みなどをご紹介します ●問い合わせ 役場学校教育課 学務係 ☎096(293)3349

## 町内小・中学校の再開について

町では「緊急事態宣言」の解除を受け、子どもたちの健やかな学びを保障することを目指して、協議を行い6月1日から小・中学校の再開を決定しました。保護者の皆さんや児童生徒の皆さんには今後とも負担やご心配をおかけしますが、ご理解の上、各家庭での感染症予防対策にも引き続きご協力いただきますようお願いいたします。なお、大津町教育の日は新型コロナウイルス感染症の対策のため当分の間、中止します。

**6月1日から再開しました**  
児童生徒の「心慣らし」「身体慣らし」のために段階的に教育活動を行います。  
・6月1日(月)~4日(木)は児童生徒を2グループに分け、隔日の分散登校を行います(給食有)。  
・6月5日(金)からは一斉の通常登校を行います(給食有)。

**夏季休業の変更**  
児童生徒の「学びの保障」を図るために夏季休業日を変更します。  
●夏季休業日  
8月11日(火)~21日(金)

**児童・生徒の受け入れ**  
6月1日(月)~4日(木)までに自宅において1人で過ごすことになる児童・生徒の受け入れを各学校で実施します。  
※詳細は、教育委員会から保護者の皆さんにお知らせします。



**アプリの導入**  
臨時休業期間の長期化に伴い、児童生徒の家庭学習用に「eライブラリアドバンス」、学校と保護者の相互連絡用に「れんらくアプリ」を全学校に導入しました。詳細な運用方法などは各学校から保護者の皆さんにお知らせします。



# きらめく男女

●問い合わせ  
役場人権推進課 男女共同参画推進係  
☎096(293)7920



大津町男女共同参画審議会 委員 津留 武芳さん

私は民生児童委員協議会からの推薦を受け、昨年12月から男女共同参画審議会に参加しています。

審議会は15人(男性7人、女性8人)の委員で構成されており、1月に初めて参加した会議では、事業報告として「人権を考えるみんなのつどい」での川柳コンテスト表彰や、町内中学3年生への男女共同参画に関する内容の朝の読み聞かせ活動についての報告などがありました。3月にも会議が予定されていますが、この度の新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止となり、まだ審議会の本質や活動内容など十分な理解をしないまま、この原稿を執筆することになりました。

私は教職員OBですので、学校教育の場での男女平等教育について、いくつかの思いがあります。

まずは各種名簿ですが、以前は男子が先に記載されていたものが、現在は男女混合名簿が主流となりました。男女別学の技術家庭科(技術分野・家庭分野)が共学へと変わってきました。体操服はハーフパンツへ統一され、小学生のランドセルも赤と黒から個人の好みでカラフルになってきました。そして、標準服も男子はズボン、女子はスカートという限定ではなく、個人で選択が可能な時代になりました。性差以外では男女平等の意識が少しずつですが、芽生え始めているのではないのでしょうか。

私も微力ながら、各方面での活動を通して、みんなが生き生きと暮らせるお手伝いをしたいと思います。

時は5月半ば、県内でも新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛要請が解除されました。学校も再開されるようですが、まだ不透明な部分も多く、予断を許さない状況です。早く収束することを願っています。

【大津町男女共同参画川柳コンテスト】  
入選 「なぜほめる 夫の育児 わたしには」  
川野 みずきさん